適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	受印 `																					[1 /	2
令和] 年	月	F	由	(法 本 主 た	又 N 人 の 店 る ^事	又 事 務	所) は	(〒 7 9 (法人 宇部i	の場合	のみ公	表され				何於 ⇒ 江	∵ ∓ □	L. 01	836		35			7107	7 \
					納	リ リ 税	ヺ ナ)		^{(〒} 7 宇部i			-)		(电配	1 番 万	, 00	550		30	•		7 10	
				請	(7	リカ	ヺ ナ)	<u></u>	カフ゛シキ シ	扩化	/p	_′ イド∶	マン		(電話	番号	· 08	836	_	35	j		7107	7)
					氏 名				株式			レイ	ドマ	ン											
	宇部	₹14.3/A	署長殿	者	(フ (法) 代表	人の	が 場合 氏		Δ 5 9 / 村田	/プヒ <u>ロ</u> 信望	-														
) III	_ 枕務:	者反叛		法	人	番	号	5	2	4	0	0		0	1		0	2		5	3		1	5
表な	されま者(お、上	す。 の氏名 人格の 記1及	又は名 ない社 び2の	称 団等を ほか、	事項(€ を除る。 を登みも で公表し) に a i 号 及 C	かってに ド登録年	ま、 ^{>} F月	本店又 日が公	は主 :表さ	たるれま	事務す。	所の	所在	地									~~	・ジて
(平成28 ※ 当	年法律 該申請	津第15 青書は	号): 、所?	求書発 第 5 条 得税法 3 以前	の規算	堂によ −部をi	る改 改正	正後	か 注 法律	肖費和	兑法	第57	条の	2 3	第 2	項(の規	定に	こよ	: b =	申請	し	ます	0
					期間の 和 5 年							場合	かは令	介和:	5 年	6月	30	日)	まっ	でに	220	り申	請言	書を	提出
	業	者	区	分	※ 次 3	车 「登録	を提出する要件の	✓ 確認	課し関す	税事	業者	くだ	さい。	また	- 、	□	免事業者	税号	事業:	者 する	場合				
定はのか	により 令和 5 ⁴ 申請書を ったこ	月31日 課税事業 年6月3 :提出す とにつき	き者とた 0日) す ることえ な困難な	なでなる 場にで 事情		ロマノ和的	認」欄も	마스 마		\	· v ' (n+ U	<u> </u>	山 戦 多	▼	r C	_ #E i	yu 🔨 /		v '.o	<i>J</i> •				
兑	理	士	署	名	税理:	土法人 !士	長谷	川会	会計						(電話	香香号	÷ 0	82	_	27	2	;	5868	3)
· ※ 税務	整理番号				部門 番号		申請	青 年	月日			年]	月	通	信	年		月		目	確認		
伤署処理	入 力	処 理		年	月	目	番号確認				身元 確認		済 未済		確認書類			フード 	/通知 	1カー	- ド・i	重転免	許証) 		

記載要領等に留意の上、記載してください。

欄 登録番号 T

- 税務署処理欄は、記載しないでください。
- この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

			氏名又は名称	株式会社 ト	レイドマン								
該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。													
免	(平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者												
税 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。													
事	個 人 番 号	個 人 番 号											
業	事生年月日(個			法人事 業	年 度	月 日							
 者	業 人) 又は設立 内 年月日(法人)	年	月 日	のみ	至	月 日							
	容			記載資本	金	円							
の	等事業内容				ev lie de	days by							
確	確												
認													
登	登 課税事業者です。												
録	録 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ												
要													
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。												
確													
認	「 その執行を終わり、又は 「 います。 -	執行を受けることがフ	なくなった日から2	2年を経過して	□ はい □] いいえ							
					•								
参													
考													
事													
項													
·K													